

「番号法制定等に伴う神戸市個人情報保護制度のあり方について」 答申（案）の概要

1 個人情報保護法制上の特別法としての番号法の直接適用に伴い、現行条例の規定上、調整・検討を要する項目

(1) 個人情報の定義【現行条例第2条】

ア 特定個人情報における「死者」の取扱い

個人情報の定義について、番号法では生存者のみを対象としているが、現行条例では死者も対象としている。死者に関する情報が、番号法上の特定個人情報に該当しないことをもって現行条例上も保護の対象外とする積極的な理由は考えられないことから、本市が保有することとなる特定個人情報には死者を含め、生存者に準じた取扱いを行うことが妥当である。

イ 現行条例上の個人情報に該当しない特定個人情報の取扱い

現行条例上の個人情報に該当しない「法人その他の団体の役員に関する情報」については、個人情報保護法制における特別法としての番号法が一般法たる現行条例に直接適用されることから、本市が保有することとなる特定個人情報の対象とすることが妥当である。

2 現行条例における特定個人情報の保護のための措置

地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講ずるものとする番号法第31条の趣旨をふまえ、現行条例についても、「開示手数料の減免」を除き、情報提供等記録を除く特定個人情報については同法第29条、情報提供等記録については同法第30条に基づく、行政機関個人情報保護法等のそれぞれの読替規定のとおり改正を行うことが妥当である。

【本市における特定個人情報保護のための措置】

【現行条例】	特定個人情報の保護	
	情報提供等記録を除く 特定個人情報	情報提供等記録
①目的外利用の制限 【9条】	以下の場合のみ「可能」とする。 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき	「禁止」とする。
②提供の制限【9条】	提供できる場合を限定列挙した番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）が直接適用されるが、現行条例にその旨を確認的に明記する。	

③利用停止請求事由の追加【25条】	番号法に違反する以下の場合について利用停止請求を認める。 ・目的外利用制限違反 ・収集制限・保管制限違反 ・ファイル作成制限違反 ・提供制限違反	利用停止請求そのものを認めない。
④開示・訂正・利用停止請求【15条】	本人、法定代理人、任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認める。	本人、法定代理人、任意代理人による開示・訂正請求を認める。（※利用停止請求は認めない。）
⑤開示手数料の減免【15条】	現行条例では、開示手数料は「無料」。また、特定個人情報の開示に限定した文書の写し等の交付費用の減免も行わない。	
⑥他の法令による開示の実施との調整【35条】	他の法令による開示の実施との調整規定を設けているため、当該調整規定の適用除外とし、開示請求の重複を認める。	
⑦開示・訂正時の移送を行わないこと【19条の2、24条の2】	開示・訂正決定に際し、他の機関への移送を認めない	
⑧訂正の通知先【24条】	訂正に係る通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する。	

3 その他現行条例の見直しについて

(1) 現行の個人情報の開示請求等における任意代理人の対象範囲【現行条例第15条】

個人番号を含まない現行の個人情報に係る任意代理による開示請求等については、本人の開示請求権等行使をさらに容易にする観点から、現在規定している弁護士を含め、職務上請求権が認められ守秘義務が課せられている、いわゆる8士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、海事代理士）に限り可能とすることが妥当である。

(2) 本人確認措置の強化等【現行条例第18条、第23条、第25条の2】

特定個人情報に係る開示請求等を含め、これら任意代理人の対象拡大にあたっては、「なりすましによる請求」の可能性の増大も懸念されることから、本人・代理人の別にかかわらず、顔写真が含まれない本人確認にあたっては、従来の書類1点から2点による確認に改め、本人確認措置を強化する。

あわせて、現行の弁護士を含めた8士業に係る身分確認の根拠規定についても明文化することが妥当である。

(3) 情報提供等記録の訂正の通知先【現行条例第24条】

個人情報の訂正の際、現行条例では当該個人情報の提供先に対し訂正を実施した旨を通知する規定がないことから、新たに当該規定を設けることが妥当である。

(4) 電子計算機処理・結合の制限

ア 電子計算機処理の制限【現行条例第 11 条】

情報化技術の進展に伴い、行政サービスの提供に際して電子計算機処理は不可欠となっているが、その実施にあたっては、個人情報保護のための厳格な措置が一層重要となり、市民から信頼を得ながら電子計算機の積極的な利用を進めるため、現行規定は維持すべきである。

イ 電子計算機結合の制限【現行条例第 12 条】

番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の提供に伴う電子計算機(オンライン)結合は、現行条例の「法令等に規定があるとき」に該当することから可能であり、また、情報が大量かつ瞬時に移動する電子計算機結合の処理特性を考慮すると、現行規定は維持すべきである。

ウ 諮問事務の効率化

電子計算機処理に係る審議会への諮問案件の増加が見込まれる中、その類型化が可能な事務については包括的に諮問を行うなど、ひきつづき諮問事務の効率化に努められたい。